

免許法施行規則66条の6に定める科目

●全免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単 位	科 目	単 位		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	ユニバーシティ・スタンダード科目
体育	2	○健康教育 ○体育	1 1	2	ユニバーシティ・スタンダード科目
外国語コミュニケーション	2	ELF101 ELF102 ELF201	4 4 4	4	ユニバーシティ・スタンダード科目
情報機器の操作	2	○情報リテラシー	2	2	教育学部「必修」

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単 位	科 目	単 位		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	ユニバーシティ・スタンダード科目
体育	2	○健康教育 ○体育	1 1	2	ユニバーシティ・スタンダード科目
外国語コミュニケーション	2	○英語リテラシー	2	2	教育学部乳幼児発達学科「必修」
情報機器の操作	2	○情報リテラシー	2	2	教育学部「必修」